

基金制度の創設

(医療法施行規則第30条の37、第30条の38)

医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団医療法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとする。

(社会医療法人、特定医療法人及び特別医療法人は採用不可)

【説明】

社団である医療法人（持分の定めのあるもの、特定医療法人及び特別医療法人を除く。）に拠出された金銭その他の財産であって、当該社団医療法人が拠出者に対して厚生労働省令及び当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うもの

(医療法施行規則第30条の37第1項)

【基金制度を利用する医療法人が社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする場合は】

拠出者に基金を返還し、定款から基金に関する定めを削除することが必要

(医療法人制度について（平成19年医政発第0330049号医政局長通知）

基金制度の概要①

- ・ 基金は利息を付さない債権（残余財産に含まれない）
- ・ 拠出者への返還額は拠出した当時の額が限度

【説明】

基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

（医療法施行規則第30条の37第2項）

→ 返還額は拠出した当時の額が限度

（剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を堅持）

【残余財産に含まれないとは】

〔民法第78条（医療法第68条により準用）〕

清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済 ← 基金の返還
- 三 残余財産の引渡し ← 出資金の払戻（分配）

〔出資持分ありの社団医療法人の定款〕

本社団が解散した場合の残余財産は、**払込済出資額に応じて分配**するものとする。

→ 払戻（分配）額が出資した当時の額を超過

（規制改革・民間開放推進会議は「**事実上の配当**」と評価）

基金制度の概要②

- ・ 基金の返還は、定時社員総会の決議が必要
- ・ 基金の返還は、貸借対照表上の純資産額が基金の総額等を超える場合における当該超過額を限度
- ・ 基金の返還は、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の前日まで

【説明】

基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

(医療法施行規則第30条の38第1項)

社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- 一 基金（次項の代替基金を含む。）
- 二 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を受けたことにより増加した貸借対照表上の純資産額
- 三 資本剰余金の価額

(医療法施行規則第30条の38第2項)

【基金を返還する場合の限度額】

医療法施行規則第30条の38第2項は、基金の返還原資の算定にあたり、原資から差し引く旨を規定したものの。

第2号の資産の時価評価による評価益は未実現の利益であり、これを返還原資に含めると法人の債権者を害するおそれがあるため、時価評価により増加した純資産額を控除することとした。

【基金の返還をすることができる時期】

基金の返還をすることができる時期を、「当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日まで」としたのは、基金の返還原資となる超過額が、決算にかかる定時社員総会で確定することから時間的限界を設けたもの。

基金制度の概要③

- ・ 基金を返還する場合は代替基金を計上
- ・ 代替基金を取り崩すことは不可

【説明】

基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

代替基金は、取り崩すことができない。

[\(医療法施行規則第30条の38第3項及び第4項\)](#)

【代替基金の意義】

基金の総額は、法人の財産的基礎を形成するもの。

そこで、返還された基金の代わりに代替基金を計上することにより、基金の総額が減少しないようにした。

【取り崩しの禁止】

代替基金は、基金が返還されても基金の総額が減少しないようにするために設けられた制度であるから、その取り崩しは予定されていないが、法人の内部留保という性質を有していることから、任意に取り崩すことができないことを確認的に定めた。

基金制度の概要④

- ・基金及び代替基金は貸借対照表の純資産の部に計上

【説明】

基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上しなければならないこと。

基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができないこと。 [（医療法人の基金について（平成19年医政発第0330051号））](#)

【貸借対照表の純資産の部の科目構成】

新法の医療法人	経過措置型医療法人	説明
	資本金	・出資金
資本剰余金	資本剰余金	・新法の医療法人に移行する際、計上した資本金（医療法施行規則第30条の39第2項） ・寄附金
利益剰余金	利益剰余金	
代替基金		・基金を拠出者に返還する際、計上した基金相当額（医療法施行規則第30条の38第3項）
その他利益剰余金		・繰越利益剰余金、積立金
評価・換算差額等	評価・換算差額等	
基金		・基金（医療法施行規則第30条の37）

基金の手続きの流れ

医療法人

拠出者

1 基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め

- ① 基金の拠出者の権利に関する規定
- ② 基金の返還の手続

※「医療法人の基金について」(平成19年医政発第0330051号)
別添(社団医療法人(基金拠出型)の定款例)参照

2(1)募集事項の決定

- ① 募集に係る基金の総額
- ② 金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- ③ 基金の拠出に係る金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又はその期間

※(2)設立時社員が募集事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

3(1)通知

- ① 社団医療法人の名称
- ② 募集事項
- ③ 金銭の払込みの取扱いの場所
- ④ 基金の拠出者の権利に関する規定
- ⑤ 基金の返還の手続
- ⑥ 定款に定められた事項(請求があった事項)

(2)設立時社員が通知する場合、①～⑥に加え、

- ⑦ 設立認可年月日
- ⑧ 医療法人の目的
- ⑨ 事務所の所在地
- ⑩ 社員たる資格の得喪に関する規定
- ⑪ 公告の方法
- ⑫ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- ⑬ 会計年度

※(4)～(6)

(1)及び(2)に掲げる事項に変更があった場合の通知又は催告

募集

意思表示

通知

申込み

基金の引受けの申込みをしようとする者

3(3)書面の交付(申込者)

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 引き受けようとする基金の額

医療法人

4(1)～(2)基金の割当て、通知
○ 基金の割当てを受ける者の決定
○ 割り当てる基金の額の決定
※通知は2③の期日(期間の初日)の前日まで

5 基金の総額の引受けを行う契約を締結する場合
3及び4の手続きは不要

通知

契約

拠出者

6 基金の引受(次の者は当該額について基金の引受人)

① 申込者
・ 社団医療法人の割り当てた基金の額

② 5の契約により基金の総額を引き受けた者
・ その者が引き受けた基金の額

7(1)金銭以外の拠出については、その価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(不動産の場合は、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価)が必要

※ただし、総額が5百万円を超えない場合等は不必要

(2)(1)の証明をすることができない者

① 理事、監事又は使用人
② 基金の引受人
③ 業務停止処分期間中の者
④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②

8(1)金銭の払込みの取扱いの場所
・ 銀行、信託会社、農協、漁協、信用組合等
(2)設立時社員の同意がある時、第三者に対抗するための行為は、医療法人成立後でも可能

※(4)基金の拠出の履行をしないときは基金の引受けは無効

拠出

8 基金の拠出の履行(基金の拠出者)

(1)期日又は期間内の金銭の払込み
(2)期日又は期間内の現物拠出財産の給付

※(3)基金の拠出の債務と社団医療法人に対する債権は相殺できない。

※ 基金の手続きに必要な書類(様式)については、「社団法人日本医療法人協会」のホームページを参照

基金返還時の仕訳方法

◇医療法人設立時 (基金拠出)	土地 建物	50 50	基金	100
◇年月の経過	現金 土地 建物	100 50 50	基金 繰越利益剰余金	100 100
※基金返還	(借方) 基金	100	(貸方) 現金	100
※代替基金計上	(借方) 繰越利益剰余金	100	(貸方) 代替基金	100
◇基金返還後	土地 建物	50 50	代替基金	100

基金返還前後の純資産の部(貸借対照表)

基金返還前		返還	基金返還後	
基金	100	→		
資本剰余金	50	→	資本剰余金	50
利益剰余金	150	→	利益剰余金	150
		→	代替基金	100
		→	その他利益剰余金	150
〇〇積立金	50	→	〇〇積立金	50
繰越利益剰余金	100	→	繰越利益剰余金	0